

公平な納税のための滞納処分 (差し押さえ)

納税は、国民の三大義務の一つであり、滞納された税金を放置することは、納期限内に納付した方との公平性を欠くことになります。滞納は、市の財政を圧迫し、皆さんへの行政サービスに支障を来すことになります。

市では、納期限を過ぎても

納付が無い場合、督促状を送付しています。それでも納付

が無い場合は、財産調査を行

い、法律の定めに従い、財産

の差し押さえや、差し押さえ

た財産の公売を行っています。

納期限を過ぎても納付が無い場合

地方税法の規定により納期

限経過後20日以内に督促状を

送付します。

督促・催告

市では、納期限を過ぎても

納付が無い場合、督促状を送

付しています。それでも納付

が無い場合は、財産調査を行

い、法律の定めに従い、財産

の差し押さえや、差し押さえ

た財産の公売を行っています。

納期限を過ぎても納付が無い場合

地方税法の規定により納期

限経過後20日以内に督促状を

送付します。

督促・催告

**認知症になつても安心して暮らせる地域に
「もつと知ろう もつと語ろう 認知症」**

毎年9月21日は「世界アル

ツハイマーデー」です。認知

症への理解や本人、家族への

支援を進めるために9月は世

界アルツハイマー月間とし

て、世界各国で啓発活動が行

われています。

認知症とは、さまざまの原

因で記憶力や判断力など、脳

の機能（認知機能）が正常に

働かなくなり、日常生活に支

障が出始める状態です。

▼症状Ⅱ記憶障害、見当識障

害、理解、判断力の障害、意

欲や自信の低下、性格の変化

など

▼認知症が疑われる人への接

会での役割を担つてもらう

◆本市の取り組み

エネルギー・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、令和5年度住民税均等割非課税世帯に対し低所得世帯支援給付金として、1世帯当たり3万円を支給しています。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方のみで構成されている世帯に対し、令和5年7月18日から確認書を送付していますので、同封の返信用封筒で返信してください。

なお、令和5年6月1日以降に転入した方を含む世帯、予期せず家計が急変し令和5年1月以降の収入が減少し住民税均等割非課税世帯相当の家計の状態となった世帯は、対象となる場合がありますので問い合わせください。

▶申請締切=9月29日(金)
■社会福祉課社会福祉班

☎0475(70)0330

低所得世帯支援給付金の支給

エネルギー・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、令和5年度住民税均等割非課税世帯に対し低所得世帯支援給付金として、1世帯当たり3万円を支給しています。

令和5年度の住民税均等割が非課税の方のみで構成されている世帯に対し、令和5年7月18日から確認書を送付していますので、同封の返信用封筒で返信してください。

なお、令和5年6月1日以降に転入した方を含む世帯、予期せず家計が急変し令和5年1月以降の収入が減少し住民税均等割非課税世帯相当の家計の状態となった世帯は、対象となる場合がありますので問い合わせください。

▶申請締切=9月29日(金)
■社会福祉課社会福祉班

☎0475(70)0330

局へ照会後、土地や建物の差し押さえのために、法務局へ差し押さえ登記の嘱託をしました。差し押さえ登記後に、抵当権者（金融機関や住宅金融支援機構等）等に、差し押さえました。令和3年度=87件実施（預貯金、生命保険、給与、国税還付金等）令和4年度=106件実施（預貯金、生命保険、給与、国税還付金等）

督促状を送付しても納付が無い場合、催告書の送付や、電話や訪問による催告を行います。

財産調査

督促状を送付しても納付が

無い場合、滞納者の財産調査を行います。

差し押さえ

督促状を送付しても納付が

れない方もいます。このよう

な方は、早めの納税相談をお

願います。相談等が無いと、

生活状況等の把握ができず、

やむなく差し押さえの処分を

受ける場合があります。このよ

うは、早めの納税相談をお

願います。相談等が無いと、

生活状況等の把握ができず、

や